

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府縣市町村担当課 } 御中  
各都道府県消防防災担当課 }

総務省自治財政局 調 整 課  
消防庁国民保護・防災部 地域防災室

消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済に係る特別交付税措置について

「消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済の開始について（通知）」（令和 2 年 3 月 31 日付け消防庁次長通知）の「2 市町村が負担する分担金に対する地方財政措置」において別途連絡することとしている特別交付税措置の詳細については下記のとおりです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市町村に対して本事務連絡について速やかに周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害に対する共済事業に関し、市町村が公益社団法人全国市有物件災害共済会又は一般社団法人全国自治協会に支払う分担金については、当該分担金の 5 割を特別交付税により措置することとしていること。

#### 【担当】

総務省自治財政局調整課 菊池

電話：03-5253-5619

消防庁国民保護・防災部地域防災室 川崎

電話：03-5253-7561